

社会福祉法人小渦会 役員の退職金、慰労金及び功労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事長、常務理事、理事及び監事（以下「役員」という。）の退任に伴う退職金、慰労金及び功労金（以下「退職金等」という。）の支給に関し、その基準を定めることを目的とする。

(支給額の決定)

第2条 役員に対する退職金等の支給額は、第4条の算定基準により算定した額を参考として理事会で決定する。

(支給区分)

第3条 役員に対する退職金等は、次の各号に掲げる支給区分によるものとする。

- (1) 理事長及び常務理事には、退職金を支給する。
- (2) 役員（理事長及び常務理事を除く。）には、その労をねぎらうため、慰労金を支給する。
- (3) 理事長として顕著な功績を残した者には、その功を讃えるため、功労金を支給する。

(算定基準)

第4条 前条の退職金及び慰労金の算定基準は、基準額（別記（注））に在職年数を乗じ、これに別表による率を乗じた額とする。

2 前条の功労金については、理事会において決定するものとし、その額は、退職金として支給される額の範囲内とする。

(在職年数)

第5条 前条の在職年数の算定については、6ヶ月以上は1年とし、6ヶ月未満は切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、昭和63年7月25日から施行する。（新設）

平成27年4月1日 一部改正

別表

| 支給区分 | 役員区分 | 率 |
|------|--------|------|
| 退職金 | 理事長 | 200% |
| | 常務理事 | 100% |
| 慰労金 | 理事及び監事 | 200% |

(注) 退職金及び慰労金の算定基準は、社会福祉法人小渦会 役員の報酬及び費用弁償に関する規程に定める報酬月額（役員報酬が年額で定められている監事については、月額に換算した

額)とし、その額は、在任中の役員報酬の額とする。

なお、引き続き2以上の役員を務めたときは、それぞれの算定基準により換算した額の合計額とする。